

岐阜県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業

介護施設等従事者慰労金に関するQ&A

令和2年7月17日時点

通番	質問	回答
1	慰労金は、介護サービス事業所等に勤務する職員が医療機関や障害福祉サービス事業所等に勤務する場合でも1人につき1回に限るとされているが、介護・医療・障害福祉のいずれで給付を受けるのかは、法人（職員）の判断によることでよいのか。	各職員がどの事業所を經由して慰労金を受給するのかは、各職員の判断となりますが、1人につき1か所から申請を行うこととなります。
2	令和2年2月18日から令和2年6月30日までに、サービス提供実績が全く無い事業所の場合、「慰労金」の対象外という理解でよいのか。	その通りです。
3	薬局薬剤師は、医療分についての慰労金の対象ではないと思われるが、介護分で居宅療養管理指導事業所が慰労金の対象になっていることから、薬局で居宅療養管理指導のみなし指定を受けている場合、当該事業所において利用者と接した薬剤師だけでなく、その他の職員も慰労金の対象となるということでしょうか。	居宅療養管理指導事業所の職員として、「利用者と接する」必要があることから、居宅療養管理指導を提供するために利用者宅を訪問した日数が、暦日で10日以上ある必要があります。
4	支給条件に勤務日数が10日以上とあるが、夜勤で2日に渡って勤務した場合は2日分と計算できるか。	一回の勤務において、勤務が0時を挟んで2日間に渡り、かつ事業所の所定労働時間を超える場合は、2日分として計算できます。
5	例えば、特別養護老人ホーム内で感染者が発生した場合に、同一施設内に併設する短期入所、通所介護、訪問介護等の他のサービスのすべてについて感染者が発生した事業所に区分できると考えてよいのか。	同一空間を共有している併設事業所は、全てに感染者が発生した事業所と取り扱って差し支えありません。
6	利用者との接触を伴う職員とは、身体介護を行う介護看護職員に限られるか。	利用者との接触とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。また、事務職や調理員、業務受託者等の職種であっても対象となります。ただし、ボランティアスタッフは対象になりません。また、利用者がある建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全く無いような場合は対象とはなりません。
7	事業書・施設等の職員が感染し、利用者に誰も患者・濃厚接触者がいない場合は、20万円の対象となるのか。	なりません。
8	令和2年7月1日以降に利用者に患者・濃厚接触者が発生した場合は、既に5万円を受け取っていたあとでも追加で給付を受けられるか。	受けられません。令和2年6月30日時点の状況で各個人の給付額は確定され、たとえ申請が7月1日以降に患者・濃厚接触者が発生した後であったとしても、変更はありません。

9	「特定施設入居者生活介護の指定を受けていない養護老人ホーム等の国保連に対して報酬請求を行っていない事業所」は県に申請するとあるが、施設入居者生活介護の指定を受けている事業所のうち、特定施設入居者生活介護のみ対応している従業員だけでなく、事業所単位で考えて、特定施設入居者生活介護以外の部分を担当している職員も含めて、国保連に申請してよいか。	国保連に申請が可能である事業所の職員であって給付の対象となるのであれば、その職務が特定施設入居者生活介護以外の部分であっても、一括して申請が可能です。
10	複数の介護サービス事業所・施設等を有する事業者の一括申請について、同一法人が運営する介護保険事業所番号を持たない施設等（特定施設でない養護、軽費、有料、サ高住）と通所介護等の介護保険事業所との一括申請も可能と解してよいか。	国保連は、事業者番号に登録された口座に慰労金・支援金を支払うため、国保連に申請できる事業所は介護サービス施設・事業所の指定を持つものに限られ、一括して申請することはできません。
11	事業所への給付に先立って職員に支給してよいか。	構いません。
12	「濃厚接触者」には、「濃厚接触者として認定されていないが、保健所指導でPCR検査を受け自宅待機を要請された者」は含まないと解してよいか。	含みません。
13	慰労金は給与と同時に振り込んでもよいか。	慰労金は非課税所得となります。給与等とは別で振り込むなどにより、源泉徴収しないようご注意ください。これによりかかり増しとなる振込手数料は、慰労金の申請に合算できます。
14	県をまたいで勤務している者については、勤務地が所在する都道府県がまとめて支給する取り扱いという理解でよいか。	はい。勤務する事業所から、事業所が所在する都道府県に申請・支給してください。申請時点で既に退職している職員についても同様です。
15	退職した職員だが、どのように申請すべきか。	原則として、勤務していた施設から申請を行います。施設にお問い合わせください。個人から申請を行う場合であっても、施設の証明が必要となります。
16	複数事業所に勤務しており、合算で10日間の要件を満たす場合、申請先の法人はどのように確認すればよいか。	職員からの申告に基づき、当該職員の慰労金を申請する法人から、関係する事業所に確認をすることとなります。